# 令和2年度第2回

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会

議 事 録

日 時:2020年10月28日(水)午前10時開会

場 所:ネストホテル札幌駅前 2階 ましゅう

## 1. 開 会

○村尾委員長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第2回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 初めに、事務局よりお願いいたします。

○清水清掃事業担当部長 皆さん、おはようございます。

札幌市環境局清掃事業担当部長の清水でございます。

令和2年度第2回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会の開催に当たりまして、一言、 ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、重ねてでございますが、ありがとうございます。

本日は、先日の第1回評価委員会でご審議いただきました内容を踏まえまして、次期計画の第5次計画の素案を提示させていただきたいと考えております。この第5次計画がよりよいものとなりますよう、様々な視点からのご意見を頂戴したいと思っております。

ご審議のほうを、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○村尾委員長 それでは、引き続き、事務局より委員の出席状況並びに資料の確認についてお願いいたします。
- ○事務局(八田事業廃棄物課長) 事務局よりご報告いたします。

本日は、全委員11名中10名のご出席をいただいております。

出席委員が過半数を超えておりますので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の 規定に基づき、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日は、遠井委員が欠席となっておりますので、併せてご報告とさせていただきます。

また、本日の会議より、一般社団法人札幌建設業協会の和田委員の後任でございます、 同協会の中村委員にご参加いただいておりますので、一言、ご挨拶をお願いいたします。 〇中村委員 一般社団法人札幌建設業協会の土木委員会の委員をやっております中村でご ざいます。

所属会社は、伊藤組土建でございます。

いろいろと勉強させていただきながら参加していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(八田事業廃棄物課長) 今後とも、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、1枚目が会議次第、次に配席図、次が資料1から資料3となっております。

ご不足のほうはございませんでしょうか。

引き続き、会議の公開についてでございます。

札幌市情報公開条例の規定に基づき、本会の会議につきましては公開となります。

また、議事録につきましても公開となってまいりますので、ご了承いただきたいという ふうに思います。

事務局からは以上です。

#### 2. 報告事項

- ○村尾委員長 それでは、お手元の次第に従いまして、まず、2番の報告事項について、 事務局よりお願いいたします。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 2番目の報告事項につきまして、ご報告させていただきます。

タイトルにありますように、札幌市山口処理場における廃石膏ボードの受入れ停止についてです。

現在の第4次の指導計画の中でも、未活用資源の一つと位置づけておりました廃石膏ボードですが、これまで札幌市の最終処分場で埋立て処理として受け入れてきたところです。 平成30年度に、札幌市の中沼のリサイクル団地に廃石膏ボード再資源化施設が設置されたことから、再資源化施設の活用により、廃石膏ボードの再生利用を推進していくため、令和3年4月1日から札幌市での最終処分場での廃石膏ボードの受入れを停止することを決定いたしました。

お手元の資料2ですが、現在、札幌市の処理施設に産業廃棄物を搬入している事業者に対してお配りしている資料です。

この資料は、10月1日から配付を開始しておりまして、受入れ停止の4月1日に向け、 半年間、十分な周知期間を取り、再生利用に向けた準備を事業者にも取っていただき、4 月1日に受入れを停止いたします。

以上が事務局からのご報告でございます。

- ○村尾委員長 何かご質問があればどうぞ。
- ○黄委員 公清企業というところで平成30年から再生を始めて、もう2年ぐらい実績があると思うのですけれども、今現在、市内以外からも受け入れているのですか。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 市外の施設からも石膏ボードを受け入れていると聞いております。
- ○黄委員 どのぐらいの割合ですか。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) そんなに多くはなかったと思いますが、市外の施設から受けているという話は聞いています。
- ○黄委員 札幌市内での廃棄物は、市外で処理することが結構多いのですが、こうやって 市外から受け入れるというのはいいと思います。

もう一つ、再生施設と選別施設がありまして、選別した後に再生できる分があるのですが、やはり処分しなければいけない分もあると思うのです。その場合、山口処分場に入れ

ないということですが、それの行方はどうなるのですか。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 選別施設に入った後、100%再生利用されることはなくて、どうしても再生できないものが出てきてしまいます。それにつきましては、市外の埋立ての施設に行くことになると思います。

今これらの選別施設の事業者では、受入れ拡充の準備もしている事業者もおり、廃石膏 ボードだけではなくて、後ほど内容をご説明させていただきますけれども、その他の建設 系の混合廃棄物の再生利用にも繋がっていくと考えています。

- ○黄委員 最後に、1個だけ、再生施設と選別施設での受入費というか、処理費、単価は どうなっているのですか。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 受入価格を公表している会社もあるようですが、公表 していない会社もあるため、ここは幾らというのは私からは申し上げられません。
- ○黄委員 分かりました。
- ○村尾委員長 後の議事にもつながるようなお話でしたので、次に進めさせていただきます。

### 3. 議事

○村尾委員長 次第の3番、議事です。

今回の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のため、最長でも11時半には終了したいと、早ければ早いほどよいというようなことでございます。ぜひとも、ご協力をお願いいたします。

それでは、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画(素案)について、少し時間をいただきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

まずは、計画の第1章から第3章について説明いただき、ご質問あるいはご意見を受け、 またその後、第4章というふうに進めさせていただきたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○事務局(山形産業廃棄物係長) それでは、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画(素 案)を説明させていただきます。

今回ご提示しておりますのは素案ですので、本日、委員の皆様からたくさんのご意見を いただき、その上で修正したものを、次回の委員会で再度ご審議いただくことを考えてお ります。本日は忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

まず、第1章です。

1ページですが、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の基本的事項で、計画策定の背景・趣旨です。

この産業廃棄物処理指導計画は、平成14年から産業廃棄物の排出抑制やリサイクル、 適正処理といった指導に取り組むために策定してきたもので、産業廃棄物を取り巻く環境 の変化や法改正等の動向に対応するために、5年ごとに改定を重ねてきているものです。 これまでが第4次の計画期間でして、これからが第5次の期間となっております。

この背景といたしまして、近年においては、SDGsが国連サミットで採択されたことや、その中でも課題の一つとして廃棄物の取組についても取り上げられています。また、前回の委員会でも議論になりましたが、外国政府のプラスチックの輸入禁止措置の問題や海洋プラスチックごみといったところから、国ではプラスチック資源循環戦略を策定して、プラスチックの3Rを推進することとしています。

さらには、今年から新型コロナウイルスが流行しており、今現在まさにその最中でもありまが、社会生活そのものが大きく変わっていく状況にあります。その一方、廃棄物の処理というものは、安定的な社会基盤を支えるためには、絶対的に大事なものですので、それらの影響についても把握しながら必要な取組を進めていくことを考えています。

これまでに、この5年間の中でも、様々な環境変化を考慮し、札幌市の実情を勘案しながら、効果的に産業廃棄物行政を進めていくということを目的としまして、第5次札幌市 産業廃棄物処理指導計画を策定したいと考えております。

2ページ目にあります計画の位置付けです。

こちらにつきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、第2次札幌 市環境基本計画という環境分野での総合計画があります。産廃指導計画は、その中の産業 廃棄物分野に特化した計画と位置づけています。

その下の計画の基本目標ですが、市民、事業者、処理業者及び行政が協働しながら、第 2次札幌市環境基本計画で掲げる「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を第5 次指導計画の基本目標といたします。

続きまして、3ページです。

計画期間は、こちらも前回ご提示させていただきましたが、これまで5年としておりましたけれども、この第5次計画は、長期的な視野も含めまして10年計画としております。 ただ、社会的な変化にも対応していかなければいけないという面もありますので、5年を目途に計画の見直しということを行っていきます。

進行管理につきましては、この評価委員会において、適切な点検評価をお願いさせていただくといったところに加えまして、効果的な情報発信をしていきたいというふうに考えています。

6番目が第5次計画の基本方針です。

まず、基本方針1ですが、再生利用及び適正処理の推進です。

先ほど申し上げました持続可能な循環型社会の実現のために、産業廃棄物の再生利用を促進し、可能な限り最終処分量を抑制するというものです。また、排出された産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理というものをきちんと推進していくということとしております。

もう一つの基本方針2は、社会変化に対応した処理体制の推進です。

震災や豪雨等の大規模災害や、新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢による影響

など、様々な社会環境の変化というのがこの廃棄物処理についても大きな影響を及ぼすも のと考えられますが、このような状況下においても対応できるような廃棄物処理体制を推 進していきたいというのが基本方針の二つ目です。

4ページには、関連するSDGsのゴールを幾つか事例として挙げております。

続きまして、5ページになります。

第2章、産業廃棄物の処理状況です。

こちらの5ページの全国の産業廃棄物の処理状況、6ページの北海道の産業廃棄物の処理状況につきましては、前回の委員会でもご報告させていただいたかと思いますので、説明を割愛させていただきます。

7ページ、札幌市の産業廃棄物処理の現状です。

こちらも前回ご報告をさせていただきましたが、札幌市の状況ですので、簡単にご説明 いたします。

札幌市の産業廃棄物の状況、3.1ですが、過去20年間の状況を示しています。

排出量は、平成10年度から15年度にかけて大きく減少しておりますが、全体としては300万トン弱で現状は推移しています。

最終処分量につきましては、平成20年度に11万トン弱となってからは大きな変化は ないという状況です。

一方、再生利用につきましては、この期間で増えてきており、平成30年度がこれまで の調査の中で一番多いという結果です。

種類別の排出量といたしましては、汚泥とがれき類が圧倒的に多く、これは札幌市のような第3次産業中心の都市の大きな特徴かもしれませんが、排出量としては下水汚泥が多くなっています。

8ページが処理フローになっておりまして、排出量292万4,000トンのうち、200万トンぐらいが減量されまして、10万8,000トンが最終処分、再生利用量が80万3,000トンとなっております。

続きまして、9ページです。

業種ごとの排出・処理状況です。

この円グラフでご説明いたしますが、まず、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、製造業の上位3種で全体の排出量の95%を占めているという状況です。

先ほど下水道汚泥の話をさせていただきましたが、下水汚泥の排出量が非常に多いため、 この青色の電気・ガス・熱供給・水道業が多いという状況です。

建設業や製造業につきましては、再生利用率というのは非常に高い傾向にありますが、 排出量が多いこともあり、絶対値として最終処分量も多いという傾向にあります。

10ページは、それを棒グラフで表現したものです。

続きまして、11ページです。

こちらは、業種ではなくて品目別の種類ごとの排出・処理状況となっておりまして、こ

の処理状況を見ますと、汚泥、廃プラスチック類、廃石膏ボード、混合廃棄物につきましては、最終処分量が大きく、特に廃石膏ボードにおいては、最終処分率が80%という状況です。

がれき類やガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず等につきましては、 主に建設業関係から出てくるものですので、排出量が多いですが、再生利用率が非常に高 いという結果です。

12ページは、それらを棒グラフで表現したものになっております。

続きまして、13ページの第3章の計画目標とモニター指標です。

この13ページの下段に、計画目標とモニター指標と書いておりますが、今回は計画の数値の目標といたしましては、最終処分量を削減するということと、再生利用を推進するというこの2点に絞って設定しようと考えております。

モニター指標と言いますのは、ここで三つ掲げておりますが、建設系産業廃棄物や廃プラスチック類、廃石膏ボードがその計画目標に大きく影響を与えるものとして設定しています。

目標をこのように整理した考え方についてご説明します。平成30年に第4次循環型社会推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりを進めている取組として重要な方向性が示されています。まず、①点目が多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化、②番目がライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③番目が適正処理のさらなる推進と環境再生です。

この中でも、廃棄物の処理、リサイクル、再生利用というものに関わるものとして、地域循環共生圏というものが挙げられますが、その形成のためには、広域的なネットワークを構築し、地域特性を補完して支え合うことが必要であると考えております。そこで、目標設定に当たりましては、近郊市町村と連携した資源循環といったものを基本としつつ、これを補完できるような市内の処理体制の整備を目指していきたいと考えております。

札幌市における産業廃棄物の特徴ですが、先ほどから繰り返し申し上げているところですが、上下水道汚泥が非常に多くを占めているということです。これらの排水量というのは、人口の動態といったものに非常に大きく影響を受けるものです。また、その排出量の多い建設業からの産業廃棄物につきましては、いかに再資源化、減量化を推進していくことが非常に重要であると考えているところです。このため、札幌市の特徴といたしましては、人口動態の影響や社会経済の状況を受けるというところがあるので、今回、排出量というのは、計画目標としては設定しないということにしました。

また、プラスチックについても、近年、注目されているところでが、再生利用を推進して最終処分量を削減することが非常に大事であるというところです。そこで、今回、最終処分量の削減と再生利用の二つに特化した目標として設定しました。

先ほどの繰り返しになりますが、モニター指標は、この二つの目標を達成するために大きい要素と考えられるこの三つを選定したものです。

続きまして、14ページですが、それぞれの計画目標の内容についてご説明いたします。 最終処分量の削減の目標値ですが、平成30年度では10.8万トンが最終処分されて いるところです。これを過去数年間の従業員数等のトレンドから予測しますと、10年後 の令和12年度には11.4万トンに増えるというふうに推計されているところです。そ れに対して、指導計画を実施することによって、10.5万トンまで最終処分量を抑えた いと目標を設定しています。

こちらにつきましては、モニター指標でも上げていますけれども、廃プラスチック類や 廃石膏ボード、混合廃棄物を中心に最終処分量を削減することを目指していきます。

続きまして、15ページが再生利用の推進です。

再生利用率の目標値といたしましては、平成30年度は、79.8%と前回から6ポイント近くアップしているという状況です。現在でも非常に高い数値ではありますが、このままでいきますと、令和12年度には79.5%ということで、あまり変わらないという結果になると予測しています。そういった中であっても、最終処分量の削減にも繋げるため、再生利用率につきましては81%まで上げていきたいと考えています。こちらも、先ほどの繰り返しになりますが、今回、再生施設が新しくできた廃石膏ボード、あとは廃プラスチック類を中心に再資源化することによって、再生利用率を底上げしていきたいと考えています。

続きまして、二つの大目標を達成するために注視していくべきモニター指標として設定 したものについてご説明させていただきます。

まずは、建設系産業廃棄物の再資源化の推進です。

最終処分率及び再生利用率の目標値ですが、左側が最終処分率で、現状7.1%の最終処分率を6%まで下げたいというのが一つです。それに伴いまして、再生利用率も現状89.9%でありますが、これにつきましても、現状でも非常に十分高い数字ではありますが、やはり、新たなまちづくりや建物の更新の中で、どうしても排出量が多くなってくるというところもありますので、さらに高みを目指して92%まで上げたいと考えています。

こちらにつきましては、可能な限り現場内分別を促進していく、再資源化施設の利用、 混合廃棄物等、現場で分け切れないものがもし出てしまったときには選別施設へ持ってい っていただくといった形で、再生利用、最終処分量削減を推進していきたいと考えており ます。

続きまして、17ページです。

次が廃プラスチック類の再資源化ですが、現状、廃プラスチック類の最終処分率というのが25%弱程度でございます。この最終処分率を20%にまで下げるということと、その一方、現状で55%程度の再生利用率を60%まで引き上げたいと考えています。この達成に向けては、廃プラスチック類が、原料としてそのまま活用できるマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを優先としながらも、どうしてもそれが困難なときには、例えば、固形燃料化の原料にしていただくといった形での熱利用も含めた推進をしていきたい

と考えています。

続きまして、18ページの廃石膏ボードの再資源化の促進です。

廃石膏ボードにつきましては、これまでは80%以上という高い最終処分率でした。こちらについては、再生施設が無かったため、このような数字になっていますが、廃石膏ボードの最終処分率については、80%から半分の40%まで落としたいというのが目標です。それに伴い、再生利用率は、現状は20%弱ですが、これを60%まで引き上げたいと考えています。

この廃石膏ボードの再生利用率の数字ですけれども、平成28年に、実績のマテリアルフローがありまして、その中で廃石膏ボードの再生利用率を調査した結果が載っておりました。その中で、今回、解体系の廃石膏ボードの再生利用率が現状で58%であったというところです。札幌市といたしましては、再生施設が初めてできて、これから再生が進んでいくという過程にありますので、この数値を参考に、目標の再生率を60%と設定しました。

続きまして、19ページですが、計画目標とモニター指標の関連性です。

これまで、合計のお話を個別にご説明いたしましたが、それをまとめたのがこちらの表になっております。

上の表3が、現状このまま行くと令和12年度ではこのような状況になるという表です。 黒の四角で囲っています今回の削減目標、ターゲットになっております最終処分量は11. 4万トン、再生利用率は、現状のまま行くと79.5%になるということです。

その下の表4の計画目標とモニター指標ですが、最終処分量につきましては10.5万トン以下にするというところと、再生利用率につきましては81%以上にするとしております。こちらにつきましては、この建設系廃棄物、廃プラスチック、廃石膏ボードの再資源化、最終処分量の削減をこの表のように進めていきますと、最終処分量では10.45万トン、再生利用率でいうと81.3%になりますので、このモニター指標として掲げているこの三つのものを達成できれば、最終処分率の10.5万トン以下、再生利用率81%以上が達成できると考えています。

ここまでが第3章までのご説明となります。

○村尾委員長 それでは、ここまでにつきまして、ご質問、ご意見をいただければと思います。

最初にご説明があったように、今日全て決めるというわけではなくて、次回まで議事が 続くということですので、今日は割と自由にご意見をいただければと思います。

どなたか、口火を切っていただければ。

○黄委員 細かい話になるかもしれないのですけれども、8ページ目の処理フローは、結構分かりにくいグラフです。この資料は、市民の方々も見るので、分かりやすくしたほうがいいし、むしろ棒グラフのほうが物の流れが分かりやすいのではないかなと思います。 組成関係は、こうやって円グラフのパーセンテージでいいと思うのですが、量については ちょっと分かりにくいです。フロー図を何か修正していただければと思います。

あとは、9ページ、10ページですが、この排出量に対しては、どっちの業種から多く 出てくるかがすぐ分かって、分かりやすい図です。再生利用量や最終処分量についても、 業種別のグラフがあると、どこからの負荷が多いかということが分かりやすいと思うので す。10ページ目のグラフよりは、そっちのほうがすぐ分かるのではないかという感じが しました。

それから、表1で、農業と林業の場合のデータはなかったのですが、これはなぜですか。 〇事務局(山形産業廃棄物係長) こちらは、ゼロと表記されているのですけれども、データを整理するに当たって、1, 000トン単位で丸めていますので、表記上はゼロですが、数百トンはあります。

- ○黄委員 分かりました。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 確かにゼロになってしまいますので、注記を入れておいきます。
- ○黄委員 数字がゼロにはなっているのですけれども、なぜかパーセンテージが出てきていますよね。

それから、10ページ目の図10ですけれども、棒グラフを描くとしても、量が多い3種目についてはいいのですが、それ以外は全然見えないです。ですから、例えば、その3本の場合は、今のY軸でいいですけれども、その後の業種については、10の1や20分の1に軸を拡大する。例えば、200トンとかに拡大して描いたほうが内訳が分かります。今はもう全然見えないので、これは修正していただきたいと思います。

もう一つですが、第4次計画では、市内と市外処理の内訳がまとめられていたと思うのですけれども、今回そのデータがないのはなぜですか。しかも、今回、地域循環共生圏ということですから、やはりそういう流れが分かるというのはすごく重要だと思うのです。 ○事務局(八田事業廃棄物課長) 第4次計画までは、市域内処理というのが方針の一つとしてあって、目標の中にも市域内処理の数値目標が掲げられていたのです。

今回は、目標そのものを絞り込みをかけ、市域内処理に関する数値目標を設定していないというところが一番大きいです。このため、現時点での市内と市外の数字的なフローチャートがついていないという形になっています。

○黄委員 でも、後でまた出てくると思うのですが、地域循環共生圏の形成に向けた実態調査があるではないですか。やはり、それを考えたら、10年ということで、数字目標を出すのは難しいとは思うのですけれども、それに沿ってある程度目標があって、こういう動きにしたいなど、現状のデータをしっかりまとめて、札幌市の目標値を示したほうがいいかなという気はするのです。

○事務局(八田事業廃棄物課長) 後段で出てまいります地域循環共生圏に対する調査ですけれども、ぜひやりたいという気持ちで提案しております。ただ、具体的にどういうふうな形でやれるかというところまで、まだ詰め切れていないので、委員の意見を参考にさ

せていただきながら、よりよい形でまとめていきたいなというふうに思います。

- ○黄委員 施策の中でこれが入っていて、それができれば、すごくいいなと思ったのです。 それに対して今どんな状況かというデータがあれば良いし、それを基にしてほしいという ことです。
- ○村尾委員長 ほかに、ございますでしょうか。 どうぞ。
- ○松永委員 公益社団法人北海道産業資源循環協会の松永ですけれども、細かいというか、 考え方を教えていただきたいと思います。

今回の再生利用を推進するに当たって、廃石膏ボードや廃プラを中心に再資源化へ誘導をする取組を行うということでいろいろ書かれているのですが、せっかく出しているで、もう少し高い目標を設定できないのかなというのが気になるところです。

例えば、建設系は何となく分かったのですけれども、廃プラだと頭から廃プラと言ってきていながら、どうなのですかね。例えば、ここの3.2.2のモニター指標としての設定の考え方の下から3行目のところ、達成に向けては、廃プラ処理に当たっては云々かんぬんと書いているのですが、これをやれば、札幌市内で目標が達成できるという意味ですかというのが一つです。

もう一つは、石膏ボードの話ですけれども、前段で民間施設でリサイクルが可能になったから山口は受入れをやめましたよと言っておきながら、目標設定が60%、最終処分量が40%というのは、もう少し何か意欲的な数字を出せないのかなというのが一つ気になりました。

ここも同じですが、石膏ボードに関しては市内に整備された施設を活用すると書いて目標を達成するけれども、プラに関しては市内の施設を使うと書いていないから、やはりその辺を分けて考えているのかなと気にはなったのですよね。その辺も丁寧に説明していただけると分かりやすいのかなと思うのです。

以上です。

○事務局(山形産業廃棄物係長) まず、1点目のプラスチックの目標値はもう少しいけるのではないかというご意見でございました。

最初に、最終処分量と再生利用率の目標を設定しましたけれども、このモニター指標の中で、建設系廃棄物とプラスチック、ボード、それぞれどこまで頑張ればこの目標を達成できるのかというところも勘案して設定しています。

ただ、目標の設定の考え方といたしまして、より高みを目指していくという考え方もあろうかとは思うのですけれども、ここでは現実的に達成できるのではないかというところで設定した数値です。

同じく、廃石膏ボードも、もう少しいけるのではないかというご意見でございました。 廃石膏ボードにつきましては、全国の状況を見ますと、再生施設があるエリアでは、も う少し再生率が高いところも確かにあります。札幌市としては、再生施設ができてこれか ら再生利用率が上がっていくことを期待しているところです。山口処理場で受入れを停止した来年以降、廃石膏ボードが再生利用に回っていって、その再生利用の状況を見ながら、次の計画の見直しの時には、さらに全国レベル以上のものを目指すといった見直しも可能かと考えております。

○佐藤委員 佐藤です。

大きく二つあるのですけれども、まず、7ページ目の汚泥が多いというところでしたが、 この下水汚泥というのはどの段階の、下水処理場から出てきた量、スラッジセンターに入 る前かが分かれば、教えていただきたいと思ったのです。

- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 下水汚泥の排出量といたしましては、絞って水を抜く 前です。
- ○佐藤委員 スラッジセンターの前ですね、分かりました。

次に、先ほどの松永委員と同じようなことですけれども、19ページの表3の下の星印に、この合計には下水汚泥が入っているから多いと。11.4万トンと79.5%と、下の10.5万トンと81%がハイライトされていますが、1.5%しか変わらないのだという気がしてしまうのです。ここは、最終的には計画を公表というか、その関係の事業者にこれをそのまま配るのですか。この書類は外に出るものですか。

- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 計画として策定した段階には公になります。
- ○佐藤委員 それでしたら、同じことですけれども、印象的に合計が要るのかなと。今回、 プラスチックと石膏ボードだけを削減するというのが目標であったら合計はなくてもいい のかなと思ったりしました。

あとは、60%の根拠といいますか、先ほどのご説明だと、全国的に60%だから60% という目標かなと思ったのですが、そういう理解でよろしいですか。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 全国的な傾向もありますけれども、さらにもう少し上を目指しているというところではあります。再生利用率を差し引くと実質1.5%だけというところもありますが、こちらも現状が79.5%と高い水準にありますので、最終処分量との兼ね合いで、こちらの数字を設定しています。先ほど一つ一つ細かくご説明を差し上げなかったのですけれども、この中で再生利用に回していって最終処分量を減らすというものになっておりますので、この最終処分量の削減と再生利用率の向上というのは連動しているような政策になっています。

〇佐藤委員 19ページの表は、それまでの棒グラフがまとまったものですよね。棒グラフの時間的な流れが分かって、分かりやすいなと思いました。例えば、平成30年度、令和12年度、令和12年度は平成42年度ですね。12年でこれを達成しようとされているということだと思うのですが、平成30年度の12年前、過去12年でこれだけ推移していて、今後12年はこう頑張るのだというような、そのぐらいの横軸の時間的な流れが分かってもいいのかと。

例えば、プラスチックの再生利用率は、現状で60%になるし、目標も60%、むしろ

- 0. 1%目標が下がっているというのは何でしょうね。石膏ボードは、このままでいくと 17%にしかならないけれども、努力をして60%にするということだとすると、プラスチックは現状の努力しかしないと。どういうふうに読み取ればいいでしょうか。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 今、佐藤委員がおっしゃっていたところは、建設系のうち、廃プラの60.1%だと思われるのですが、この表も若干分かりにくかったかもしれませんけれども、この廃プラスチックや廃石膏ボードにつきましては、やはり建設系の割合が多いという事情があります。

ご説明をいたしますと、表3について、建設系から出てくる廃プラスチック類は、今は60.1%です。その下の廃プラスチック全体としての再生利用率は52.4%というのが現状です。それに対しまして、表4が将来的な目標になっているのですが、建設系の廃プラについては、確かに現状維持ということになっておりますけれども、廃プラスチック全体としては60%まで再生利用率を上げたいというところです。

### ○佐藤委員 分かりました。

そうしたら、例えば、表3ですと、石膏ボードの17.7%と、下の52.4%の二つと、その下の60%、60%に対応するところを黒くハイライトにしていただくほうが分かりやすいのかなと思いました。

あとは、その前の15ページの棒グラフですけれども、縦軸が、下がゼロではないですよね。ですから、図15ですと、縦軸の下をゼロにしてしまうとほとんど変化がないように見えるからというのもあると思うのですが、感覚的というか、好みの問題かもしれませんけれども、違和感があるかなという気もしました。むしろ、図15とかは特徴的で、79.5%から81%に増やすのだということをここで強調したいということで、この縦軸でもいいのかなという気もします。

コメントといいますか、別に変えられなくてもいいと思いますけれども、気になったということでございます。

以上です。

○黄委員 今、佐藤委員が指摘してくださった14ページから18ページ目と、19ページ目の表のところですけれども、例えば、14ページ目のグラフから言うと、なぜこれは表とグラフを別々にしているのかなと思ったのです。別々にあるのはいいとしても、図144は内訳が分かるような図にしたほうがいいのではないかと思ったのです。

例えば、平成30年の最終処分量というのは、どこからどのぐらいの量か、表3のところに内訳があるのですよね。それをこっちに入れて一緒に書いたほうが、その変化が分かるというか、そのデータは全部ありますよね。20年度、25年度もあるし、30年度もあって、どういう廃棄物が最終処分場に来て、例えば、25年度から30年度は何が増えたかが分かると思うのです。そういうグラフのほうがいいのではないかと思います。

推計値は、どういうふうに計算したかは分からないのですけれども、これも元データは ありますよね。それが分かって、では、目標値でここまで下げますというのが分かるよう に、何をどこまで減るかというのが分かるようにしてくれたほうがいいのではないかと思ったのです。どこから何が減っているか、表でさっと見てわかるのはすごく難しいと思います。

15ページ目の再生利用率についてもそうです。しかも、これはパーセンテージになっているので、量の動きがすごくわかりにくいです。まず、量の関係が分かって、そこから再生利用率がパーセントでどうなっているかであればいいのですけれども、非常についていくのが難しいと思いました。

○村尾委員長 先ほど、佐藤委員から表4の合計みたいなお話があったのだけれども、この第3章を少し整理させていただくと、最初に述べている計画目標というのは、後ろのモニター指標を全部取り込んだときの結果なわけです。ということは、結果が先に出ていて、その内訳が後でモニター指標という形で説明され、最後に表4という形でまとめて、19ページまで来て、初めてここで最初の計画目標の10.5万トンの根拠、それから、再生利用率81%というのはこういう意味だったのねというのが分かる構造になっています。それはよく分かるのだけれどという話になって、少し理解が難しいのかなというような印象ではないかしらということです。

結局、この再生利用率81%というのは、建設系の目標とした92%というところに、量的には物すごく大きいですね。92%まで持っていければ、この81%まで届くのだなということが読み取れるのだけれども、ほかのところは60%と割ときりのいい数字になっていて、多分、量的には一番大事な建設系の92%というのが二桁目まできちんと目標を決めているみたいなところが大事なところなのだろうなという感じがしたのです。

逆に言うと、その92%の二桁目まできちんと目標として立てるということが本当にどういう感じになるのだろうかというような印象も持ってしまうのです。全体の構造、後ろのそれぞれの目標があって前の目標が決まるというような書き方しかないような気もしないでもないけれども、何かうまく伝わるような工夫が必要かなと思いました。

大分時間を取ってしまいまして、申し訳ありません。 ほかにございますか。

○川﨑委員 北海道大学の川﨑でございます。

内容ではございませんが、表現について、少しコメントさせていただきたいと思います。 既にご指摘がありましたが、全般的に図表は字が小さくて解像度が悪いかなということ がございますので、改善していただければというふうに思いました。

それから、例えば、3ページと4ページに、図と言えば図、表と言えば表というものがあるのですが、こういったものにはタイトルは要らないのかなと。そういうものですよと言えばそうですけれども、図1や表1といったキャプションのようなものは要らないのかなと気になりました。

さらに、目次と本文中のタイトルが合っていない箇所がたくさん散見されます。例えば、 3ページ目の5番と6番は、進行管理や基本方針は目次とタイトルが違っています。それ から、第2章の5ページ、6ページ、7ページのところも、タイトルと表現、本文中と目 次が違っておりますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

- ○黄委員 15ページ目の再生利用率の目標値ですけれども、平成30年度から令和12年度で、現状のまま推移したのが79.5%になっているのですが、平成20年度から平成30年度にすごく再生利用率が上がっていて、なぜここからむしろ減ってしまうような形になるのかが分からなかったのですけれども、これはどういう根拠でこの数字が出てくるのですか。現状のまま推移がよく分からなかったのです。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 再生利用率も最終処分量も全体的にそうですけれども、全業種の活動指標というのがあります。従業員数や売上げ、水道だと給水量など、そういったものを過去のトレンドを含めて、この業種からの廃棄物はどうなっていくかというのを予測はしているのです。その中で、当然伸びていくものもあれば、下降していくものがあって、それらが組合わされた上での予測結果になっています。

過去から平成30年度が79.8%と上がっているというのは、これはもちろん予測ではなくて、過去の調査結果ですので、30年度につきましては、建設系の産業廃棄物の再生利用量が多いので、上がっていったという結果です。この30年度から令和12年度までの10年間では、0.3ポイントとはいえ、全業種の予測をしていったときに、その組合せの中でこういう予測結果になっているということです。

- ○黄委員 分かりました。
- ○村尾委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾委員長 なければ、とりあえず次に進めさせていただいて、最後に、第4章のご意 見をいただくことになりますので、言い忘れたことがあったら、そこでまたお願いするこ とにいたします。

指導計画(素案)の続きについて、20ページからになります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 20ページにありますのが指導計画の体系図でして、 この第5次指導計画の全体の流れ、基本目標から施策までを概要版として1枚で今載せて いるものです。

これまで、途中でありますモニター指標のところまでご説明いたしました。これから、 施策1から施策8の八つにつきましてご説明いたします。

まず、21ページ、第4章です。

施策1が再資源化の推進で、一つ目が建設系廃棄物選別施設の活用です。

建設工事、解体工事等から発生する廃棄物は、現場で分別して排出ことが基本となっていますが、現場内で分別し切れない、難しいものがどうしても出てきます。それは、建設系の混合廃棄物として現場から出てくるのですが、現場で分け切れないものについては、

札幌市内には建設系の選別施設というものありますので、そちらに搬入されることによって、さらに選別され、再生利用の向上を目指していきたいというものです。そのために、市内の選別施設の処理体制を充実させ、活用されるような環境づくりを行っていきたいと考えています。

二つ目が札幌市リサイクル団地の処理施設の整備です。

札幌市リサイクル団地は、リサイクルの推進を目的に、廃棄物の処理の中核となる施設を整備したものです。札幌市におきまして、産業廃棄物の排出処理状況も考慮した上で、必要と思われる施設を整備、公募、誘致し、リサイクル団地を活用した再生利用というものを推進していきたいというふうに考えております。

施策2が立入指導及び普及啓発です。

2. 1といたしましては、建設工事現場等の排出事業場への立入指導です。

こちらにつきましては、事業者による適正処理を確保していただくというところを考えまして、産業廃棄物の保管状況やマニフェストといった書類関係を排出事業場への立入りによって確認指導を行っていきたいと思っています。特に、建設業から排出される産業廃棄物につきましては、排出量の多くを占めておりますので、建設リサイクル法の届出対象工事などに積極的な立入りを実施していきたいと考えています。

また、石綿含有産業廃棄物の発生する建設工事につきましては、マニュアルに基づいた 処理を指導していくとともに、事業場内保管を行う事業者に対しても、廃棄物処理法をき ちんと守って適正な保管を行うというところを指導していきたいと考えています。

続きまして、22ページにあります2.2、処理施設への立入指導です。

産業廃棄物処理業というのは許認可、許可制度でして、札幌市内にある処分施設というのは札幌市が許可している施設です。そういった排出事業者から受託した産業廃棄物が、法律にのっとり適正な処理が行われているかといったところをきちんと指導していくということです。こちらにつきましても、現場の保管状況や処理の状況、廃棄物処理法に定められた書類関係が様々ありますので、そういったものもきちんと確認指導を行っていくというものです。

2. 3が適正処理等に係る普及啓発です。

札幌市は事業ごみのガイドブックというものを作成してホームページにも掲載していますし、紙媒体でも配付しております。そちらにつきましては、産業廃棄物処理業者を対象といたしまして、ガイドブックを活用して、排出事業者だけではなくて、産業廃棄物処理業者の知識の向上を図っていくというものです。

施策3が手続き等の電子化の推進及び情報提供です。

3. 1が電子化の推進でして、行政手続等の利便性の向上を図るために、各種報告書について、電子化による提出を推進するということです。札幌市内の事業者は、例えば、産廃の処分業者ですと処理の実績の報告や、排水事業者の方であればマニフェストの実績など、その廃棄物に関わる行政の報告事項というのは数種類あります。かつては、殆どが紙

で提出なされていたのですけれども、近年は、メールでの提出を呼びかけているところです。

それ以外に廃棄物処理法上、届け出なければいけない書類や、紙ベースの書類というものがございますが、そういったものの電子化を進めるように検討していきたいと考えています。

また、電子マニフェストですけれども、こちらにつきましても、事務処理の効率化、データの透明性の確保の観点から必要かと思っていますので、電子マニフェストの加入に向けた普及啓発も行っていきます。

3. 2が産業廃棄物の排出処理状況の情報提供です。

今回、平成30年度調査結果を、前回の委員会、今回の委員会でもご報告させていただいておりますけれども、そういった定期的に行っている廃棄物の産廃の処理状況の調査を、非常に分厚い報告書全ては難しいのですが、概要的なものを公表して、札幌市内の産廃業者や排出事業者の方に、その現状を知って課題を共有していただくという形にしていきたいと思っております。

続きまして、23ページですが、施策4、循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討 でございます。

まず、4.1ですが、市域内処理のあり方の検討です。

札幌市といたしましては、第4次札幌市産業廃棄処理指導計画までは、大きな方針の一つとして市域内処理ということを掲げておりました。これは、やはり札幌市という大都市としての社会的責務の観点といったところからのものです。

今後につきましては、この考え方、理念というものを維持しながらも、地域循環共生圏の形成というものを基にした循環型社会の実現を目標といたしまして、市域内処理のあり方というものを検討していきたいと考えております。

4. 2が、札幌市が受け入れている産業廃棄物の見直しです。

本日ご報告させていただきましたように、廃石膏ボードにつきましては、再生利用の道筋が立ったというところで、今、受入れの停止というものを決定したところです。産業廃棄物というのは事業者による民間の処理というのが原則でありますので、札幌市で受け入れている産業廃棄物のうち、民間処理施設で受け入れるべきものにつきましては、その排出や処理状況に鑑みながら、受入れについての見直しというものを今後も検討していくというものです。

4. 3が市内処理施設による再生利用の推進です。

札幌市では、札幌市公共工事環境配慮ガイドラインというものがございますので、各種 土木工事、建築工事におきましても、環境配慮の基本的な指針を掲げております。その中 で、建設系の廃棄物の減量化や再生利用を推進することになっております。このため、市 の発注工事につきましては、この指針に基づいて再生利用を推進するとともに、市内処理 業者の育成のためにも市内処理施設の活用を図るということとしております。 施策の5番目が不法投棄等の防止対策の推進です。

5. 1 が不法投棄パトロールでして、監視パトロール員の巡回監視や、不法投棄、不法 焼却等の不適正処理の発見、指導を行っていくというところと、監視カメラの設置や、不 法投棄の禁止といった警告板を設置していくことで、不法投棄等の未然防止を図っていき たいと考えております。

また、実際に起きてしまった不法投棄事案につきましては、関係機関と協力し、厳しい 指導をしていきたいというふうに思っております。

5. 2ですが、市民及び事業者との協力体制の推進です。

札幌市では、市民による不法投棄のボランティア監視員制度や、事業者や関係団体と不 法投棄監視協力協定といったものを結んでおりまして、市民の皆様や市内の企業に不法投 棄の発見のご協力をいただいているところでございます。これからも、市民、事業者、行 政が協働し合って、一体となって不法投棄防止対策に努めていきたいと考えております。

続きまして、24ページの施策6、特別管理産業廃棄物の適正処理で、6.1がPCB 廃棄物の期限内処理の推進です。

PCB廃棄物につきましては、処分期限が定められておりまして、また、その処分を行うまでの間も適正な保管が必要となっているものです。もしPCB廃棄物の保管の届出をしていないという事業者がいれば、これからもその把握をしていくとともに、保管事業者につきましては、期限内の適正処理を指導していくということです。

6. 2が感染性廃棄物の適正処理です。

感染性廃棄物は、その性状から廃棄物処理法に基づき、適正に厳格に処理する必要があるものですから、医療機関等の感染性廃棄物を排出する事業場に対しまして、特別管理産業廃棄物管理責任者の適切な配置や、適切な保管、排出等の廃棄物処理法の遵守、感染性廃棄物処理マニュアルに基づいた処理について指導していくというところです。

こちらに、コラムという形で破線で囲ってありますが、まさに今回新型コロナウイルス 感染症への対応ということで、一つの事例としてご紹介させていただきます。

国の定めた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきまして、廃棄物処理は、国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務の一つとして位置づけられているというところです。そのために、十分な感染防止対策を行った上で、この廃棄物処理という業務をきちんと継続することが重要であるとされています。

このような中、札幌市では、適正かつ円滑な廃棄物処理のために、対応を実施してきた ところでございますが、以下の2点を事例としてご紹介させていただきます。

1点目が宿泊療養施設から発生する廃棄物の取扱いです。

陽性者になられた方のうち、軽症者につきましては、ホテルでの療養を行っているところですが、その受入れをする宿泊療養施設から発生する廃棄物につきまして、その関係者との協議を行いまして排出のルールというものを定めました。

2番目が処理体制の確保です。

感染性廃棄物の取扱許可を持っている業者に、新型コロナウイルスの感染者が増えてい く中、状況や仕事が逼迫していないかといったところを随時確認しながら、感染性廃棄物 の円滑な処理体制の確保に努めてきたところです。

続きまして、6.3、廃石綿等の適正処理です。

このアスベストを使用した建築物の解体が、令和10年前後にピークを迎えるというふうに予測されているところです。廃石綿が発生するアスベスト除去作業につきましては、 大気汚染防止法で届出を行う必要がありますが、その届出の審査、発生段階から最終処分までの適正処理について、必要な指導を行っていくというところです。

続きまして、25ページの施策7、災害廃棄物処理体制の充実で、7.1が、札幌市災害廃棄物(がれき)処理マニュアルの見直しです。

災害により倒壊した建築物は、速やかに都市機能を回復させるためにも、適正に、迅速に処理する必要があるというものです。大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うためには、その処理実務を札幌市災害廃棄物(がれき)処理マニュアルというもので整備しておりますが、その廃棄物処理法の法改正や、上位計画に当たります札幌市災害廃棄物処理計画の改定等がこれからも随時行われていくと思います。それに対応していくとともに、様々な災害へ対応するために、マニュアルの見直しというものを適宜行っていくというものです。

7. 2 が関係団体等との連携でございまして、公益社団法人北海道産業資源循環協会と 締結させていただいています協定に基づきまして、発災時に直ちに協力依頼ができるよう な手続を確認するというものです。

また、札幌市は、近隣市町村と相互支援協定といったものを結んでおりまして、大規模な震災の場合には、廃棄物処理に支障を来すような事態に備えまして、相互支援を行った上で、円滑な処理体制の確保を重要であると考えております。このことから、それぞれ関係団体や周辺市町村の方々とも定期的な意見交換等を実施しながら、発災時の円滑な対応に備えていきたいと考えております。

7. 3が災害対応事例の収集と対応の検討です。

札幌市では、平成30年の北海道胆振東部地震を経験いたしまして、民間処理施設などを活用しながら被災した家屋の公費撤去事業というものを実施いたしました。この経験を生かしまして、地震による被害が発生した場合の処理体制の確保につきまして、今回の地震で得られた知見をマニュアルに反映させる修正というものを昨年度行ったところです。

これに加えまして、近年の気候変動によりまして、全国各地でも集中的な豪雨の被害というものが非常に多いという状況です。札幌市では、この風水害といった災害を経験したことがありませんが、これらの対応も考えていかなくてはいけないと考えております。

よりしっかりとした災害対応とするためには、過去の災害対応事例の収集を行いまして、 課題や疑問の検証、処理業者との調整等、必要な処理体制について検討していきます。

続きまして、26ページ、施策8が社会環境の変化への対応です。

8. 1は、環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討です。

近年の様々な社会変化として全国的に甚大な被害を発生させる自然災害の頻発ですとか、外国政府による廃棄物輸入規制、それによる国内の廃棄物処理の滞留の懸念、新型コロナウイルスの感染症と、それに伴う新しい生活様式による影響、また、札幌市特有のものとして、2030年に向けた新幹線開業や、冬季オリンピック・パラリンピック、札幌駅周辺を中心とした市内の再開発といった大きな環境変化というものを想定されているところです。これらは廃棄物の発生においても大きな影響を及ぼすもの考えられますので、それぞれの影響を常に把握しながら、規制の取組を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

8. 2が地域循環共生圏の形成に向けた実態調査でございます。

地域循環共生圏の形成のためには、最適な規模で資源を循環させるということが非常に 重要であるというところから、循環資源や地域特性に応じまして、広域処理の方法で循環 利用を実現することが必要であるというところです。そのため、北海道内の産業廃棄物処 理の状況も踏まえつつ、札幌市から発生した産業廃棄物、循環資源の移動状況を把握する ことが必要です。このことから、札幌市や近郊を中心とした産業廃棄物や循環資源の利用 状況の実態の調査を行いたいと考えております。

8. 3が気候変動対策の推進です。

近年では、世界的な地球温暖化対策のために、新たな国際枠組みであるパリ協定が採択・ 発効されまして、国においても、長期戦略を策定し、脱炭素社会を掲げ、できるだけ早期 に実現を目指すとしているところです。

このような中、札幌市では、2050年には温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティというものを宣言したところです。2030年においても、高い温室効果ガスの削減目標を掲げるということを表明しております。

このことから、廃棄物分野における気候変動対策として、この廃棄物の再生利用というのは当然ですけれども、温室効果ガスの排出削減にも資する廃棄物系バイオマスの再生利用、さらには、再生可能エネルギーの転換も可能な処理施設の整備を検討した上で、気候変動対策の取組について推進していきたいと考えております。

第4章のご説明は以上です。

- ○村尾委員長 それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。
- ○松永委員 確認ですが、モニター目標やモニター指標というのがあって、それに対する 実施計画がここに書かれているかと思ったのだけれども、そうではないということでよろ しいですか。
- ○事務局(山形産業廃棄物係長) 数値目標の達成のための施策としても盛り込んでおります。再資源化の推進や立入指導の話、あとは、後半につきましては、災害の話といったところは、数値に直接は関わってこないかもしれませんけれども、実施計画につきましては、当然、目標を補完する施策として考えております。

○松永委員 できれば、この実施計画の位置づけみたいなものの前書きを書いていただく と、計画目標やモニター指標と、この実施計画の具体的な関係が分かると私は思います。

それから、要望ですが、数値目標を入れませんか。例えば、立入検査の数なんていうのは、淡々とした数だから数値目標を入れることできると思いますし、施策4の4.3では、「市の発注工事については、この指針に基づき再生利用を推進する」と書いているのだから、現在何%の再生利用率を5年後には何%に上げるみたいなものとか、PCBについては、年度が限られているのだから、具体的に平成37年までに何をするということは書くことができると思うのです。そのほうが市民の方が分かりやすいと思います。

それから、調査をするというのがあちこち出てくるのですけれども、この辺は、例えば、ロードマップにまとめていただけると、こういうところを目指して、いつまでに何が進むのだなということがもう少し分かりやすくなるのではないかなと思います。

以上です。

と思います。

○村尾委員長 いかがでしょうか、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾委員長 第3章も含めてでも結構ですけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾委員長 ないようでしたら、この計画に関する議事は終わりまして、議事の(2) に進んでよろしいですか。

## (「異議なし」と発言する者あり)

- ○村尾委員長 その他(次回の委員会開催について)、事務局からご説明をいただきます。 ○事務局(山形産業廃棄物係長) その前に、和田委員から、前回1回目の委員会が終わった後にご質問状をいただいておりますので、内容についてご説明をさせていただきたい
  - 和田委員からは、2点、ご質問をいただいております。

まず、第5次指導計画の10年間の計画の中で、解体されたビル群のガラス、コンクリート類、プラスチック類をどのように考えておられるのかというのが第1点です。

この前書きとしては、これからも札幌駅周辺や大通公園のビルがもう非常に古いビルが 多いということで、これからどんどん更新されていくのではないかというご意見をいただ いております。その中で、今後のまちづくりも含めてのご意見をいただきました。

札幌市といたしましては、今後、再開発や建物の更新によりまして、ビルの解体が増えていくということは考えられることから、今回、第5次指導計画では、建設系の廃棄物もモニター指標として位置づけ、その動向を詳しく見ていくと考えているところです。

解体物につきましては、現時点でガラスそのものの再生というのは難しいところですが、 コンクリート類は非常に高い再生率を誇っておりますし、プラスチックにつきましては、 まだまだ課題もありますが、再生利用を進めていきたいと考えておりまして、その課題の ための調査を行うこととしております。 もう一点、質問がありまして、1975年に特定化学物質等障害予防規則が定められ、これ以前に建造されたビルには大量のアスベストが使用されていると思います。よって、これら建造物の解体時には大量のアスベストが排出されると考えます。これに対する手当て、方策は何か考えられていますでしょうかというのが2点目のご質問でございました。

まず、アスベストですが、先ほどの施策の中でもご説明させていただきましたけれども、 基本的には廃石綿等の特別管理産業廃棄物は、大気汚染防止法で届出が義務づけられてい るものになっております。

札幌市では、それにつきましては、環境対策課という別の部署が所管をしているのですけれども、届出があった現場は必ず立入りをして、作業状況や、排出状況を確認しております。廃石綿につきましては、今、山口処理場でも受入れを行っておりますので、排出から処分まで適正に管理できているのではないかと考えているところでございます。

また、レベル3と言われる石綿が練り込まれた石綿含有産業廃棄物というものもございます。それにつきましては、全てではないですが、当課で立入りを行いまして、それの保管状況や作業状況の確認を行っておりますので、そういった現場での指導というのはこれからも行っていきます。

以上です。

続きまして、その他(次回委員会開催について)でございますが、次の委員会の開催は、 現時点で1月下旬頃を予定させていただいております。

今回いただいたご意見を踏まえまして素案を修正し、その修正案をご審議いただきたい と考えております。

日程調整につきましては、本日、お手元に日程調整表をお配りさせていただきましたが、 後日ファイルをメール等で別途お送りさせていただきますので、メールでの回答でも結構 です。よろしくお願いいたします。

○村尾委員長 全体を通して、何かご発言がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

## 4. 閉 会

○村尾委員長 それでは、令和2年度第2回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を、 これにて閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

以上